

告 示

埼玉県告示第千五十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり辞退の届出があった。

平成二十九年九月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
ソフィア祐子レディースクリニック	川口市西川口一―二六―四 上新建業ビル三F	平成二十九年七月三十一日
山本デンタルクリニック	所沢市小手指町一―一八―一 一 パークサイド小手指一〇 一 号室	平成二十九年九月一日